

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

原告 豊田 泰史

被告 吉田 益夫

文書提出命令申立書

平成26年 6月 9日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

申立人(被告) 吉田 益夫



申立人(被告)は、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

1 文書の表示

平成26年2月19日付被告宛通知書に記載の平成26年2月19日以前に
和歌山地方検察庁に提出の告訴状

告訴人 有限会社銀徳 及び 代表取締役 吉村公俊

告訴人代理人 弁護士 豊田泰史、弁護士 太田達也、 弁護士 重藤雅之

被告告訴人 ■■■■■ 又は 氏名不詳

罪名 名誉毀損、信用毀損、業務妨害

2 文書の趣旨

原被告間で係争になった原因の文書である。

3 文書の所持者

〒640-814

和歌山県和歌山市二番丁3番地

和歌山地方検察庁

4 証明すべき事実

告訴状内に記述されている被告が運営するサイト「和ネット」の捜査対象となった投稿

5 文書提出義務の原因

本件文書は、被告の違法性不存在を確認するために民事訴訟法 220 条 4 号に基づき、本件文書の提出義務を負う。なお、本件では、原告の訴状に証拠として、被告を被告訴人とした告訴状が添付されているので民事訴訟法 220 条 4 号に掲げられているものに該当しない。